

P F I 事業の課題に関する検討報告書
～ 直接協定の典型例について～

平成16年7月

P F I 事業の課題に関する委員会

はじめに

ドイツの名宰相ビスマルクの言葉に「愚者は(自己の)経験に学び、賢者は歴史に学ぶ。」というのがあります。歴史を追体験することによって他人の経験からも学ぶ重要性を説いた言葉です。

P F I 事業についても、P F I 法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)が平成11年9月に施行されてから5年近くが経過し、地方公共団体のP F I 事業への取り組みも120件余りに及んでいます。

わが国にとって全く新しいシステムであったため、P F I 事業に関係された方々のご苦労は大変なものであったことと拝察されますが、その貴重な経験に学び、新たにP F I 事業に取り組もうとしている地方公共団体の参考になればとの思いから、この委員会が設置されました。

従って、委員には、P F I 事業の実務経験豊かな地方公共団体、S P C(特定目的会社)を構成する企業、金融機関、調査研究機関の方々や弁護士の方に就任をお願いし、テーマは、今まであまり明確にされていなかった次の2点に絞って議論することとしました。

直接協定(Direct Agreement)の具体的内容を明確にすること

その解釈や考え方などを巡ってよく問題とされる質問・回答について整理すること

また、その議論の進め方も、現実の具体例の中から、普遍的、基本的な要素を抽出するという、いわば帰納法的方法によるとともに、立場の違いから見解が分かれる論点については、あえて安易な妥協点を求めるのではなく、立場の違いをお互いに理解し合い、議論を深めていくことを旨としました。

本報告書は、このような議論をとりまとめたもので、できる限り具体的、現実的な例を示すように努めるとともに、見解の分かれる点については、その理由や立場の相違を明示するようにしたものです。

この報告書が、これからP F I 事業を始めようとしている地方公共団体、既に経験しているがまた新しいP F I 事業に取り組もうとしている地方公共団体などの関係者の実務の参考になれば幸いです。

最後になりましたが、忙しい時間をさいて委員会に参加し、活発なご議論をいただいた委員の皆様、種々ご指導をいただいた総務省の方々、取りまとめにご尽力いただいた日本経済研究所の方々に深甚の謝意を表します。

平成16年7月

P F I 事業の課題に関する委員会
委員長 平谷 英明

直接協定（Direct Agreement）について

選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合などに、管理者等によるPFI事業契約の解除権行使を融資金融機関等が一定期間留保することを求め、資金供給している融資金融機関等による選定事業に対する一定の介入（Step-in）を可能とするための必要事項を規定した管理者等と融資金融機関等との間で直接結ばれる協定。要求水準の未達や期限の利益の喪失（ ）等一定の事項が生じた場合の相互の通知義務や、選定事業者の発行する株式や有する資産への担保権の設定に対する管理者等の承諾などについて規定される。

期限の利益とは、期限が到来するまでは債務の履行を請求されないというように、期限がまだ到来していないことによって当事者が受ける利益である。期限の利益が債務者に認められるのは、債権者が債務者を信用し履行の猶予を与えたのであるから、特約により、債務者に信頼関係を破壊するような行為があった場合には、債務者に期限の利益を喪失、債権者は期限の到来を主張し、ただちに履行を請求することができるものと定める場合がある。

（「契約に関するガイドライン」（平成15年6月23日民間資金等活用事業推進委員会））

（参考）PFI事業に関連する契約について

1 PFI事業契約

選定事業者は選定事業にかかる施設の設計、建設工事、維持・管理及び運営の業務並びにかかる資金調達を行うことにより管理者等の要求する水準の公共サービスを管理者等に対し提供する義務を負い、管理者等は選定事業者に対し提供される公共サービスの対価を支払う義務を負うことなどを規定する、管理者等と選定事業者との間で結ばれる契約。

2 基本協定

選定事業に関し、コンソーシアムが落札者として決定されたことを確認し、管理者等及び当該コンソーシアムの義務について必要な事項を定める管理者等とコンソーシアムの構成企業との間で結ばれる契約。落札者であるコンソーシアムの構成企業が選定事業者となる株式会社を設立すべきことや選定事業の準備行為に関する取扱い等について規定される。

3 事業関連契約（業務委託契約、業務請負契約など）

選定事業者がPFI事業契約に従い施設の設計、建設、維持・管理及び運営の業務を実施し、公共サービスを提供するため、これら業務を第三者たるコンソーシアム構成企業又は受託・請負企業に委託し、又は請け負わせる、選定事業者とコンソーシアム構成企業又は受託・請負企業との間で結ばれる契約。及び、これら業務を委託された又は請け負ったコンソーシアム構成企業又は受託・請負企業がこれら業務をさらに下請企業に委託し、又は請け負わせる、受託・請負企業と下請企業との間で結ばれる契約。

4 融資契約

融資金融機関等が選定事業者に対して融資するにあたり、融資金融機関等と選定事業者との間で締結される契約。主な規定内容としては、貸付合意、資金使途、貸付実行手続、貸付実行前提条件、元本弁済、支払金利、遅延損害金、弁済充当方法、表明及び保証、借入人誓約、期限の利益喪失事由等が想定される。

5 担保関連契約

融資金融機関等が選定事業にかかる資産及び権利について担保権を取得することを目的とした契約。これらの担保設定は、担保権対象の売却を通じた融資回収を想定しているのではなく、選定事業の継続を図ることを通じた融資回収を想定し、事業修復を行うことを企図しているものであり、担保権者として金融機関等が他の債権者に対する優先権を保持して、他の債権者等が選定事業にかかる資産等を差し押さえる利益を失わせることにより、第三者の介入を排除し、円滑な事業継続により融資回収を確実にすることを目的としている。担保設定の対象としては、PFI事業契約上の選定事業者の権利、選定事業者の発行株式や事業用資産等が想定される。

6 債権者間契約

複数の融資金融機関等により融資機関団が組成される場合に、融資機関団の債権者としての権利行使等にあたっての意思決定方法、担保権の実行方法等債権者間の基本的な権利義務関係を定める債権者間で結ばれる契約。優先貸出人間でのみ締結される場合のほか、出資者による劣後貸付が行われる場合や選定事業者が融資に関連して金利スワップ契約（*）を結ぶ場合などには、優先貸出人間での「優先貸出債権者間契約」に加え、出資者や金利スワップ契約の相手方を契約当事者に加えた「債権者間契約」を締結する場合もある。

* 金利スワップとは、選定事業者が変動金利で調達している場合にこれを実質的に固定金利の調達に変換する金融手法である。選定事業者が変動金利による金利支払を行っている場合に、別途、金融機関に対し固定金利を支払い、変動金利を受け取る契約を結ぶことにより、選定事業者が実質的に固定金利による金利支払いを行っていることと同様の効果を得ることを目的とする。

7 出資者支援契約

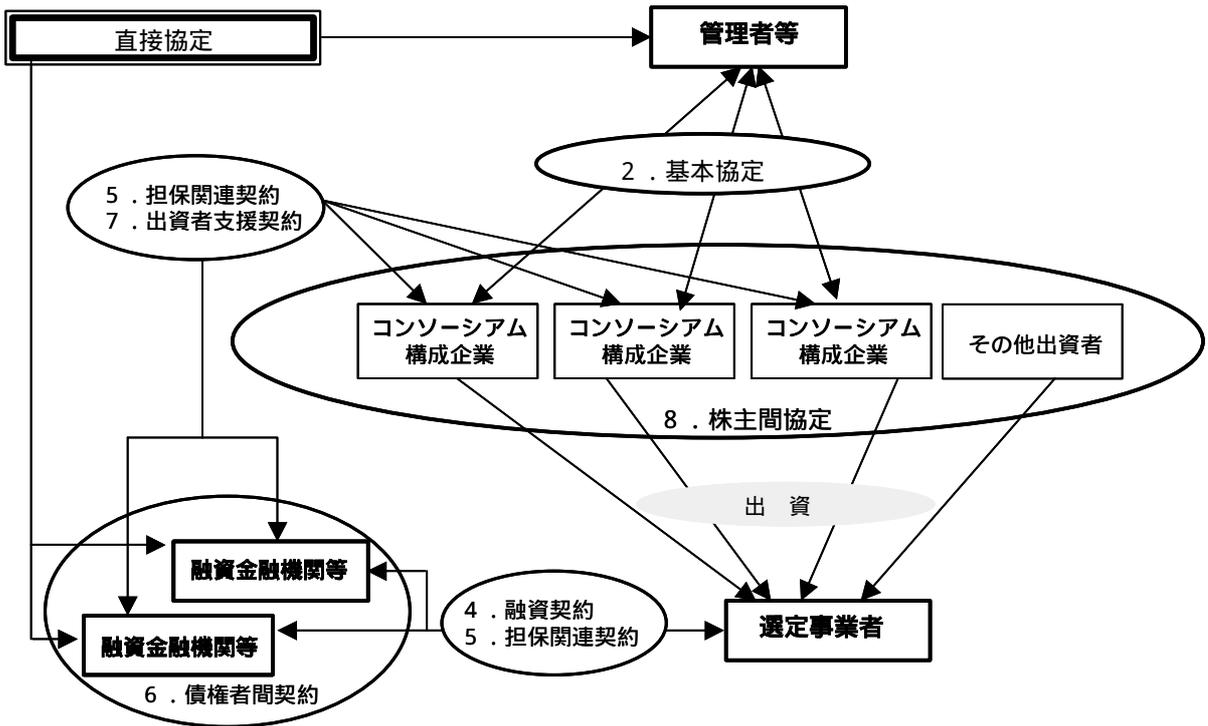
融資金融機関等と選定事業者の株主となる出資者（コンソーシアム構成企業）との間で締結される契約。主な規定内容としては、出資者による追加の資金拠出の義務（株式出資又は劣後貸付）、選定事業者に対する支援協力義務等が想定される。

8 株主間協定

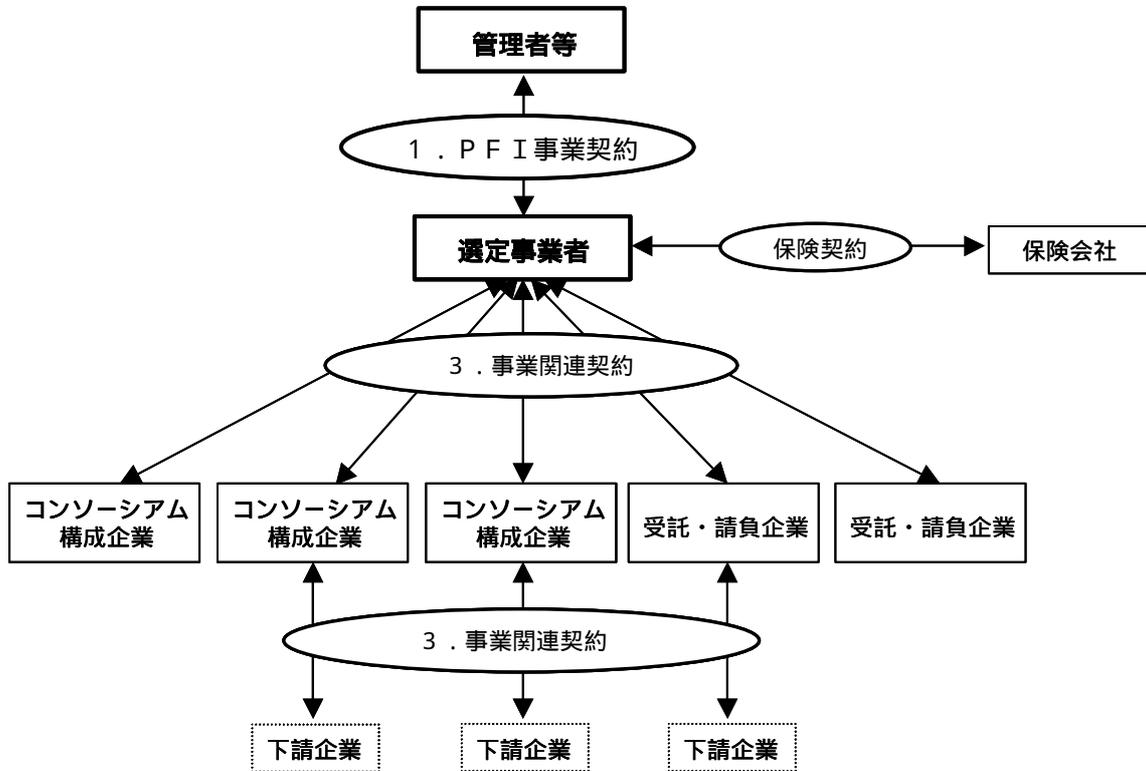
選定事業者の株主（コンソーシアム構成企業その他出資者）間で、当該株式会社の運営や選定事業の運営にかかる責任分担等についての基本的な合意事項を定める協定。主な規定内容としては、株主間の出資比率、株式会社の設立目的や事業内容、株式の譲渡等処分制限、株主の業務分担、株主の劣後融資の分担等が想定される。

（「契約に関するガイドライン」（平成15年6月23日 民間資金等活用事業推進委員会））

< 出資・融資に関する契約 >



< 業務に関する契約 >



本直接協定（典型例）について

P F I 事業には多様な事業スキームが想定されるが、本直接協定（典型例）は、以下の目的、事業スキームを前提に解説を行うものとする。

1．目的

P F I 事業が公共サービスの提供を行うものであることを踏まえ、事業の継続性を重視する観点から、事業の実施に支障を来たした場合において、金融機関団の介入（ステップ・イン）により事業の修復を円滑に推進すること。

2．事業スキーム

コンソーシアムの構成企業等の出資により新たに設立された株式会社が選定事業者（S P C）となること。

施設の設計、建設、維持管理及び運営業務を実施することによって公共サービスを提供すること。

選定事業者（S P C）が、事業期間中において施設の所有権を有すること（いわゆるB O T方式）。

選定事業の用に供するため、選定事業者に対し管理者等が所有する土地を貸し付けること。

選定事業者の主たる資金調達手法は、金融機関団によるプロジェクト・ファイナンス方式によること。

事業資金の回収は、管理者等が支払う「サービス対価」によること。

3．位置付け

本資料は、これまで実施されてきたP F I 事業における取扱いの中から、多くの事業で同様の規定が想定されるもの、概ね一定の内容に収斂されるであろうものを典型例としてとりまとめたものであり、これからP F I 事業を実施しようとする地方公共団体が、効率的に事業を進めるための一助となるよう作成するものである。

本直接協定（典型例）は、上記の考えの下に、一般的な例をとりまとめたものである。具体の事業ごとに施設、事業内容等が異なることから、必ずしも前提を同じくする全ての事業にあてはまるものではない。それぞれの事業に適切な直接協定が締結されるよう、参考として本資料が利用されることを想定している。

今後、様々な事例の蓄積が進む中で、直接協定（典型例）が変遷する可能性があるため、本資料を利用する際には、P F I 事業の動向、取り巻く環境の変化等に留意することが必要である。

直接協定の内容

第 1 条	事業契約及び融資契約の遵守	1
第 2 条	株式に対する担保の設定	2
第 3 条	事業契約に基づく金銭債権に対する担保の設定	4
第 4 条	施設等に対する担保の設定	5
第 5 条	保険金請求権に対する担保の設定	6
第 6 条	株式に対する担保権の実行	7
第 7 条	事業契約に基づく金銭債権に対する担保権の実行	8
第 8 条	施設等に対する担保権の実行	10
第 9 条	保険金請求権に対する担保権の実行	11
第 10 条	新たな事業契約の締結	12
第 11 条	新たな土地使用貸借契約の締結	13
第 12 条	金融機関団の通知等	14
第 13 条	地方公共団体の通知等	16
第 14 条	事業契約の解除	17
第 15 条	相互協議	19
第 16 条	金融機関団の継承人	20
第 17 条	有効期間	21
第 18 条	秘密保持	22

(事業契約及び融資契約の遵守)

第1条 地方公共団体は、地方公共団体と借入人との権利義務関係の履行が終了するまでの間、借入人との間で平成 年 月 日付で締結した事業契約(以下「本件事業契約」という。)に基づく義務を履行するものとする。

2 金融機関団は、借入人との間で平成 年 月 日付で締結した融資契約(以下「本件融資契約」という。)の規定に従い融資を実行するものとする。

【要旨】

P F I 事業の中核をなす契約である P F I 事業契約(地方公共団体と借入人(S P C)との間で締結)と融資契約(金融機関団と借入人(S P C)との間で締結)の遵守を規定するもの。

第1項: 地方公共団体の事業契約に基づく義務の履行についての確認を規定。

第2項: 金融機関団の融資契約に基づく融資の実行についての確認を規定。

【解説】

事業契約は、地方公共団体と借入人(S P C)との間の契約であり、金融機関団は当事者とならない。このため、事業契約の遵守について、地方公共団体と金融機関団の間でも別途確認する必要があるが生じる。

同様に融資契約についても、金融機関団と借入人(S P C)との間の契約であり、地方公共団体は当事者とならないため、融資契約の遵守について、地方公共団体と金融機関団の間でも別途確認する必要があるが生じる。

また、融資契約書については、地方公共団体から「直接協定の内容協議にあたっては、金融機関団が設定する担保権の種類、内容や、期限の利益喪失事由等、情報交換の対象となるべき内容を把握し直接協定に反映させる必要があるため、融資契約書、担保権設定契約書等の提示を受けることが最も適切であると考え(内容を確認できる他の文書でも可)」という意見もある。

なお、第1項に加え「地方公共団体は、前項に定める義務を履行するために、必要な予算措置を遅滞なく行う必要があることを認識している。」と、事業契約に基づく義務履行のために必要な地方公共団体の予算措置について規定する例や、「地方公共団体は、事業契約が適法、有効かつ拘束力のある契約であることを表明する。」と規定する例も見受けられる。また、融資契約については、第2項に加え「金融機関団は、本件融資契約が適法、有効かつ拘束力のある契約であることを表明する。」と規定する例も見受けられる。

(株式に対する担保の設定)

第2条 金融機関団は、借入人がその株式に、金融機関団を担保権者とする〔担保権〕を設定しようとするときは、あらかじめ地方公共団体に通知するものとする。

2 地方公共団体は、前項の通知を受けたときは、それを認めない合理的な理由がある場合を除き、異議を申し立てないものとする。

【要旨】

通常、PFI事業契約においては、借入人(SPC)に対し、借入人(SPC)の株主の変更、借入人(SPC)の株式の処分を地方公共団体の承諾なしに行うことを原則禁止している。そこで、借入人(SPC)がその株式への金融機関団を担保権者とする〔担保権〕の設定をすることについて、金融機関団があらかじめ地方公共団体に通知すること、また、地方公共団体が、それを認めない合理的な理由がある場合を除き、異議を申し立てない旨を規定するもの。

第1項：〔担保権〕設定に関する地方公共団体への事前の通知を規定。

第2項：〔担保権〕の設定について異議を申し立てないことを規定。

〔担保権〕の設定につき、地方公共団体から「無条件での承諾は困難であり、協議の上、地方公共団体の承諾が必要である。」という意見がある。

他方、金融機関団からは、承諾を求めるのであれば、そもそも融資の実行ができないという意見がある。実際には、個別の事業に応じ地方公共団体と金融機関団との協議の上、最も適切な規定をすることが重要である(3条、4条、5条に共通)。

なお、実際の直接協定では、〔担保権〕の部分に質権、譲渡担保権等、具体的な言及がなされることが多い(3条、4条、5条に共通)。

【解説】

事業の継続が困難となった場合、事業の修復を図るための手段の一つとして、ステップ・インによる借入人(SPC)の株式〔担保権〕の行使(借入人(SPC)の株主の入れ替え)がある。本条は、その前提として、借入人(SPC)の株式に対し金融機関団を担保権者とする〔担保権〕を設定するものである。

〔担保権〕の設定については、地方公共団体から「通常の株主は、入札参加資格要件を満たしたものであり、株主の入れ替えに及ぶケースでの〔担保権〕設定につき異議なき承諾はできない。」という意見がある一方、金融機関団から「株式に担保を設定すること自体については、地方公共団体が認められない理由はないのではないか。」という意見もある。

借入人(SPC)のパフォーマンスが悪化し事業の継続が困難となったために借入人(SPC)の事業契約上の解除事由が発生した場合は、融資の期限の喪失事由に該当することとなる(PFIの融資契約では、事業契約の解除事由の発生は、融資の期限の利益喪失事由となる)。この場合の対応の一つとして、地方公共団体との協議を前提に、株式の〔担

保権)を実行し新株主(新スポンサー)に株式を譲渡し、新株主の下で事業の再建・継続を図ることがある。

ただし、委託契約をとおしてスポンサーである株主がPFI事業のサービス提供を行っている場合、借入人(SPC)のパフォーマンスの悪化は、スポンサーの破綻を原因としている場合が考えられる。この場合、上記の対応においては、破綻した借入人(SPC)の株主が会社更生法の適用を申請した場合、その保有する借入人(SPC)の株式が更生計画に組み入れられ、株式〔担保権〕の行使が不可能となるリスクが存在することに留意する必要がある。

【参考】

質 権：債権者が、その債権の担保として債務者又は第三者(物上保証人)から受取った物を債務の弁済があるまで留置して、その弁済を間接的に強制するとともに、弁済のない場合には、その物によって他の債権者に優先して弁済を受けることを内容とする。その客体は、譲渡できるものであれば、動産、不動産、債権その他の財産権のいずれでもよい。

抵 当 権：目的物たる不動産の引渡しを受けずに、その上に優先的弁済権を確保する約定担保物権。その中心的効力は、債務不履行の場合に目的物を競売してその代金から優先弁済を受けることである。なお、競売の手続きによるのが原則だが、抵当目的物を直接債権者の所有としたり、他の売却方法を決めたりする抵当直流の約束も有効とされる。質権と異なり、抵当権設定者に目的物を引き続き用益させることができることから、生産施設の担保化として重要な作用を営む。

譲渡担保権：目的物自体を債権者に譲り渡す方法による物的担保。目的物の占有を債権者に移転する場合(譲渡質、売渡質)と、債務者が貸借契約に基づいて引き続き占有、利用する場合(譲渡抵当)とがある。譲渡担保は、債権の担保のため財産権を譲渡するものであるから、その効力も担保の目的のために必要十分な範囲で認めれば足りる。例えば、目的物の価額が被担保債権の額を超える場合にはその超える部分は債務者に返還され、また、債務者について破産、会社更生手続きが開始された場合には、債権者は別除権者又は更生担保権者としての権利行使をなし得るにとどまると解されている。

根 担 保：一定の継続的取引関係から生ずる多数の債権の総和を、一定の額を限度として担保すること。根質、根抵当及び根保証の総称。

(事業契約に基づく金銭債権に対する担保の設定)

第3条 金融機関団は、借入人が本件事業契約に基づいて地方公共団体に対して有する一切の金銭債権(以下「本件金銭債権」という。)に、金融機関団を担保権者とする〔担保権〕を設定しようとするときは、あらかじめ地方公共団体に通知するものとする。

2 地方公共団体は、前項の通知を受けたときは、それを認めない合理的な理由がある場合を除き、異議を申し立てないものとする。

【要旨】

本件事業契約に基づいて借入人(SPC)が地方公共団体に対して有する金銭債権への金融機関団を担保権者とする〔担保権〕の設定をすることについて、金融機関団があらかじめ地方公共団体に通知すること、また、地方公共団体が、それを認めない合理的な理由がある場合を除き、異議を申し立てない旨を規定するもの。

第1項：〔担保権〕設定に関する地方公共団体への事前の通知を規定。

第2項：当該〔担保権〕の設定について異議を申し立てないことを規定。

【解説】

主に事業の継続が困難となった場合に事業の修復を図るための手段の一つとして、PFI事業契約に基づいて借入人(SPC)が地方公共団体に対して有する金銭債権に対し、金融機関団を担保権者とする〔担保権〕を設定するものである。

この際、地方公共団体から「〔担保権〕を〔根〕質権又は〔根〕譲渡担保権とする場合、〔担保権〕設定契約の内容を確認するとともに、内容変更等に際し、あらかじめ地方公共団体の承認が必要である。」という意見もある。

なお、PFI事業から得られるキャッシュは、常に支払口座に存在することから、この口座についての預金払戻請求権が第三者から侵害されるのを防止するため、支払口座に金融機関団を権利者とする質権を設定することが一般的である。

(施設等に対する担保の設定)

第4条 金融機関団は、借入人が本件事業契約上の各規定に基づいて、本件事業契約第条(用語の定義の規定)で定義される施設(以下「本件施設」という。)の維持若しくは改変又は備品等の移動を行うことを妨げないものとする。

2 金融機関団は、借入人が本件施設及び本件施設に備えられた機械設備その他の動産に、金融機関団を担保権者とする〔担保権〕を設定しようとするときは、あらかじめ地方公共団体に通知するものとする。

3 地方公共団体は、前項の通知を受けたときは、それを認めない合理的な理由がある場合を除き、異議を申し立てないものとする。

【要旨】

借入人(SPC)が当該事業施設への金融機関団を担保権者とする〔担保権〕の設定をすることについて、金融機関団があらかじめ地方公共団体に通知すること、また、地方公共団体が、それを認めない合理的な理由がある場合を除き、異議を申し立てない旨を規定するもの。

第1項：借入人(SPC)の事業契約に基づき行う事業遂行を妨げない旨を規定。

第2項：当該事業施設及び施設に備えられた設備その他の動産への〔担保権〕の設定に関する地方公共団体への事前の通知を規定。

第3項：〔担保権〕の設定について異議を申し立てないことを規定。

【解説】

主に、事業の継続が困難となった場合に事業の修復を図るための手段の一つとして、借入人(SPC)が当該事業施設等に対し、金融機関団を担保権者とする〔担保権〕を設定するものである。

しかしながら、PFI事業の施設は、他の目的に使用できる可能性が低く換金性に乏しい場合が多いため、金融機関団は、売却を通じた融資の回収は想定していないことが通常であることから、本条は、〔担保権〕実行による融資の回収というよりは、事業修復を行う際の第三者の介入を排除するという目的が強い。

また、施設に対する〔担保権〕の設定の他、施設とは独立した設備等の重要な動産に対しても〔担保権〕が設定される。

これら〔担保権〕の設定について、事業契約において「〔担保権〕設定には地方公共団体の承諾が必要」等の記述がある場合があるが、金融機関団から「施設所有権が借入人(SPC)にある場合は、地方公共団体の承諾は必要ないものと考えられる。」という意見がある。

本条に基づく〔担保権〕の設定は、事業期間中において地方公共団体に所有権がない場合(BOT方式等)の規定である(BTO方式の場合であっても、借入人(SPC)が動産を所有している場合は、本条の一部が規定される。)また、BOT方式の場合、運営期間終了後、地方公共団体に施設が移転することについて、施設に対し設定されている金融機関団を担保権者とする〔担保権〕に、所有権移転又は売買の一方の予約の仮登記が優先してなされる。

(保険金請求権に対する担保の設定)

第 5 条 金融機関団は、借入人が本事業の実施に伴い契約する保険（履行保証保険及び第三者賠償保険を除く。）の保険金請求権に、金融機関団を担保権者とする〔担保権〕を設定しようとするときは、あらかじめ地方公共団体に通知するものとする。

2 地方公共団体は、前項の通知を受けたときは、それを認めない合理的な理由がある場合を除き、異議を申し立てないものとする。

【要旨】

借入人（SPC）の契約する保険の保険金請求権への金融機関団を担保権者とする〔担保権〕の設定をすることについて、金融機関団があらかじめ地方公共団体に通知すること、また、地方公共団体が、それを認めない合理的な理由がある場合を除き、異議を申し立てない旨を規定するもの。

第 1 項：〔担保権〕設定に関する地方公共団体への事前の通知を規定。

第 2 項：〔担保権〕の設定について異議を申し立てないことを規定。

【解説】

借入人（SPC）の契約する保険の保険金請求権への金融機関団を担保権者とする〔担保権〕の設定は、第 4 条（施設等に対する担保の設定）とセットでの規定が必要である。本件施設に〔担保権〕を設定した場合でも、火災などで施設に損傷等があった場合に備えて、施設が被った損害等に対して支払われる保険金に対し〔担保権〕を設定する必要があるためである。

これら〔担保権〕の設定に際し、地方公共団体から「地方公共団体と協議し、承諾を得ることが必要である。」という意見がある一方、金融機関団から「借入人（SPC）が所有する担保物権に付した保険については、借入人（SPC）の資産に担保設定を行うことが当然であると同様、地方公共団体の承諾は必要ない。」という意見もある。

なお、保険金請求権に対する〔担保権〕の設定にあたっては、第三者の介入を排除する観点も踏まえ、第三者賠償保険が除外されていない例も見受けられる。しかしながら、第三者賠償保険に基づく保険金は、損害を受けた第三者への支払いにあてること、SPC のキャッシュフローが受ける影響を除去するためのものであり、この保険金が融資の回収にあてられることは本来予定されていない。このため、このような保険金請求権については、担保の対象から除外することが適切である。

(株式会社に対する担保権の実行)

第6条 金融機関団は、第2条に基づいて有する〔担保権〕を実行しようとするときは、あらかじめ地方公共団体と協議するものとする。

【要旨】

金融機関団が株式会社に対する〔担保権〕を実行する際に、あらかじめ地方公共団体と協議する旨を規定するもの。

【解説】

本件融資契約に伴う〔担保権〕の実行に関し、あらかじめ地方公共団体と協議することについて規定したものである。地方公共団体と金融機関団がパートナーとして協議することにより、公共サービスの供給停止を極力防ぐ方向で調整するためである。

〔担保権〕の実行にあたっての協議については、地方公共団体から「PFI事業は公共事業であり、安定的に公共サービスを提供する責務がある。したがって、地方公共団体として、事業を継続させるという観点から、借入人(SPC)の事業継続の可能性を判断しつつ、事業を適切に遂行する能力がない者が、借入人(SPC)の株主になること等がないよう、〔担保権〕の実行について金融機関団と協議を行う必要がある(ただし、〔担保権〕の実行を正当な理由なく制限するものではない。)」という意見がある一方、金融機関団から「金融検査マニュアル等に基づく貸出資産の自己査定を行う際に「担保付債権」とされるためには、本来、〔担保権〕の実行について制約が課されていないことが前提となるので、地方公共団体との協議に応ずることにも問題があり、まして承諾を要件とすることとなると「担保付債権」とはいえなくなり、融資自体を行えなくなる。」という意見がある。

また、〔担保権〕の実行により借入人(SPC)の株式を承継させる第三者について、公共事業の指名停止を受けている者などの適切でない者を個別・具体的に特定できる場合、あらかじめ承継させることができない旨を規定しておくことも考えられる。

なお、事業契約中に、借入人(SPC)の株主の変更について定める規定がある場合は、当該規定との整合性に留意する必要がある。

(事業契約に基づく金銭債権に対する担保権の実行)

- 第7条 金融機関団が、第3条に基づいて有する〔担保権〕を実行しようとするときは、債権保全上の問題がない限り、あらかじめ地方公共団体に通知するものとする。
- 2 前項の規定に基づき金融機関団が地方公共団体に対して通知した場合は、地方公共団体は、金融機関団に対し協議を申し入れることができるものとする。
- 3 金融機関団は、本件金銭債権に対する〔担保権〕を実行したときは、地方公共団体に対して、融資の実行及び〔担保権〕の設定、実行を証する書類を添付の上、金融機関団が指定する地方公共団体が支払いをなすべき口座を通知するものとする。
- 4 地方公共団体は、前項の通知を受けたときは、支払口座を、日以内に、地方公共団体が本件事業契約に基づく支払債務を履行するための口座として借入人が銀行に開設した口座から、前項の金融機関団の指定する口座に変更するものとする。
- 5 本件金銭債権の支払日が第2項の通知から日以内である場合において、地方公共団体がその日までに従前どおりの支払口座に本件金銭債権の支払いを行ったときは、その支払いをもって本件事業契約上の当該支払債務が履行されたものとする。
- 6 〔担保権〕の実行の通知の前後にかかわらず、地方公共団体が借入人に対し本件事業契約に基づき金銭支払請求権を取得した場合は、当該請求権相当額でサービス対価を相殺することができるものとする。

【要旨】

金融機関団が事業契約に基づく金銭債権に対する〔担保権〕を実行する際に、あらかじめ地方公共団体に通知する旨、また、その際の、金銭債権に関する支払口座の変更等について規定するもの。

第1項：本件金銭債権に対する〔担保権〕の実行の際の事前の通知について規定。

第2項：第1項の通知があった場合の協議の申し入れについて規定。

第3項：金融機関団が、地方公共団体が支払いをなすべき口座を通知することについて規定。

第4項：第2項の通知を受け、金融機関団の指定する口座に変更することについて規定。

第5項：支払口座の変更と支払債務の履行の関係について規定。

第6項：借入人（SPC）に対し金銭支払請求権を取得した場合のサービス対価との相殺について規定。

【解説】

プロジェクト・ファイナンスの場合、当該事業から生み出されるキャッシュフロー（サービス購入型のPFI事業の場合、返済の主要な財源は地方公共団体から借入人（SPC）に支払われるサービス対価）が、融資の返済を確保するために重要な意味をもつ。

また、金銭債権については、「地方公共団体が、本件事業契約第条に規定する手続に従

い、借入人（SPC）に対し支払を行うサービス対価を減額し、支払を停止することができること。」と規定する例、「〔担保権〕実行の通知の前後にかかわらず、支払口座に本件金銭債権の支払いを行った場合、支払債務の履行が確認されたこととする。」と規定する例などが見受けられる。

第6条、第8条、第9条の各種担保権の実行の規定においては、〔担保権〕実行の際の事前の協議を規定しているところであるが、本条では、債権保全上の問題がない限りの金融機関団のあらかじめの通知及び地方公共団体による金融機関団に対する協議の申し入れを規定するものである。

これは、本条が金銭債権に対する〔担保権〕に関するものであることにかんがみたるものであり、金銭債権の対象が金銭そのものであるため、他の〔担保権〕の実行の際に比して、第三者介入排除等の観点から、金融機関団としては、金融機関以外の一般債権者が裁判所に仮処分を申請するなど債権保全上特に迅速な対応が求められる事態も十分に予想されることが背景にあるものである。

地方公共団体から「住民や議会への説明責任の観点から〔担保権〕の設定、実行にあたっての金融機関団との協議は不可欠」という意見もあることから、地方公共団体、金融機関団双方の利害、考え方の調整を図るため、双方の観点が異なることを前提に、直接協定の目的を踏まえ、検討することが必要である。

また、第2項においては、「地方公共団体が当該事業の継続を望む場合においては、金融機関団は〔担保権〕実行の前に地方公共団体との協議に応じるものとする。」と規定する例も見受けられる。

なお、第6項については、「〔担保権〕の実行の通知の前後にかかわらず」とされているところであるが、これは通知の時期に関わらず地方公共団体が相殺することができる旨を述べたものであり、すなわち、第1項において債権保全上の問題があるとして金融機関団が通知を行わなかった場合においても、無論地方公共団体は相殺することができるものである。

(施設等に対する担保権の実行)

第8条 金融機関団は、第4条に基づいて有する〔担保権〕を実行しようとするときは、あらかじめ地方公共団体と協議するものとする。

【要旨】

金融機関団が本件施設等に対する〔担保権〕を実行する際に、あらかじめ地方公共団体と協議する旨を規定するもの。

【解説】

金融機関団が、第4条に基づいて有する本件施設及び本件施設に備えられた機械設備その他の動産に対する〔担保権〕を実行しようとするときは、あらかじめ地方公共団体と協議するものとすることを規定している。

(保険金請求権に対する担保権の実行)

第9条 金融機関団は、第5条に基づいて有する〔担保権〕を実行しようとするときは、あらかじめ地方公共団体と協議するものとする。

2 金融機関団は、地方公共団体と金融機関団又は地方公共団体、金融機関団及び借入人との間で本件施設を修繕等する必要があると合意した場合は、第4条に基づいて有する物上代位権の対象とされた債権の支払として受領した金額のうち、修繕等に必要な金額を借入人に交付するものとする。

【要旨】

金融機関団が保険金請求権に対する〔担保権〕を実行する際に、あらかじめ地方公共団体と協議する旨、また、合意があった場合は、修繕費等に必要な金額について金融機関団が借入人（SPC）に交付する旨を規定するもの。

第1項：保険金請求権に対する〔担保権〕の実行の際の事前の協議について規定。

第2項：合意があった場合、金融機関団が修繕費等に必要な金額を借入人（SPC）に
対し交付することについて規定。

【解説】

保険金請求権については、火災保険のように保険事故により得られた保険金は、損壊した施設の修繕等に用いられることを規定する例も見受けられる。

第2項については、例えば、保険事故により施設が相当程度損壊した場合の保険金について、地方公共団体は、施設の復旧、公共サービスの再開のためにあてるべきものであると考えるが、一方、金融機関団は、融資回収にとって重大な障害となる相当期間の事業の中断によるキャッシュフローの損失のリスクをとることは困難であることから、融資回収のために保険金請求権に設定した〔担保権〕を実行し、保険金を融資回収にあてることが必要と考える。双方の考え方の相違を前提に、直接協定では、地方公共団体、金融機関団双方の協議を規定し、双方の考え方の調整を図ることとなる。

なお、協議に加え、保険金が一定の金額以下の場合には、金融機関団は保険金を融資の回収にあてず、借入人（SPC）が保険金を受領して施設の修繕等にあてることを規定する例もある。

(新たな事業契約の締結)

第10条 金融機関団は、借入人による本件事業の継続に懸念が発生していると判断した場合は、地方公共団体に対し、借入人に代えて第三者を本件事業契約の相手方としよう求めることができるものとする。

2 地方公共団体は、前項の請求があったときは、それを認めない合理的な理由がある場合を除き、当該第三者を相手方として本件事業契約と同等の内容の契約を締結するものとする。

【要旨】

借入人（SPC）に代えて第三者と新たな事業契約を締結することについて、金融機関団が選定する第三者を事業契約の相手方としよう求めることができること、また、地方公共団体がそれを認めない合理的な理由がある場合を除き、金融機関団の求める第三者と契約する旨を規定するもの。

第1項：金融機関団による借入人（SPC）に代わる第三者の選定について規定。

第2項：借入人（SPC）に代わる第三者と新たな事業契約を締結することについて規定。

【解説】

借入人（SPC）に代わる第三者を相手方とするにあたっては、新たな事業契約の締結となり、金融機関団により選定された第三者についても同様である。この際、公共サービスの継続的な供給の観点から第三者への円滑な事業の移行が必須であることから、地方公共団体は、本件事業契約と同等の内容の契約を、借入人（SPC）に代わる第三者と速やかに締結することが重要である。

なお、新たな事業契約を締結する場合、随意契約の要件を満たしていれば、第三者と随意契約を締結することが可能である。

また、金融機関団としては、地位譲渡により選定事業の治癒、継続を機動的かつ確実に行うことを目指しており、この観点から、事業契約に対する〔担保権〕の設定として「地方公共団体は、借入人（SPC）が金融機関団との間で本件事業契約上の地位について譲渡予約契約¹を締結することを承諾するものとする。」と規定する例も見受けられるが、地方公共団体と借入人（SPC）との間の関係である事業契約上の地位について、金融機関団が譲渡予約完結権を持つとすることについては、地方自治法において規定されている契約相手方の選定手続に抵触するおそれがあると考えられる。

¹ 契約上の地位を事業者（SPC）から譲渡予約権者（金融機関団）の指定する第三者に譲り受けさせることを予約するために、事業者と譲渡予約権者の間で締結する契約であり、目的、譲渡予約及び予約完結権の行使にあたっての手続き、損害賠償等について規定している。

(新たな土地使用貸借契約の締結)

第11条 地方公共団体は、第10条の規定に基づき第三者を相手方として本件事業契約と同等の内容の契約を締結する場合は、借入人との間で締結している土地使用貸借契約と同等の内容の契約を当該第三者を相手方として締結するものとする。

2 地方公共団体は、土地使用貸借契約が有効である間は事業用地を売却しないものとする。

【要旨】

事業者（SPC）が交代する場合に、地方公共団体が、借入人（SPC）との間で締結している土地使用貸借契約と同等の内容の契約を新たな事業者（SPC）を相手方として締結することについて規定するもの。

第1項：借入人（SPC）に代わる第三者との新たな土地使用貸借契約の締結について規定。

第2項：事業用地を売却しないことについて規定。

【解説】

第10条に基づいて借入人（SPC）に代わる第三者を相手方とするにあたり、あわせて新たな土地使用貸借契約を締結する必要がある。この際、第三者への円滑な事業の移行のため、地方公共団体は、借入人（SPC）との間で締結している土地使用貸借契約と同等の内容の契約を、借入人（SPC）に代わる第三者と速やかに締結することが重要である。

なお、新たな事業契約を締結する場合、随意契約の要件を満たしていれば、第三者と随意契約を締結することが可能である。

また、金融機関団としては、〔担保権〕設定により選定事業の治癒、継続を機動的かつ確実に行うことを目指しており、この観点から「地方公共団体は、借入人（SPC）の本件借入債務の履行を担保するために、地方公共団体と借入人（SPC）との間で締結する土地使用貸借契約に基づく土地使用借権に、金融機関団を担保権者とする〔担保権〕を設定することを承諾するものとする。」と規定される例も見受けられるが、地方公共団体と事業者（SPC）との間の関係である土地使用貸借契約上の地位について、第三者に譲渡することについては、地方自治法において規定される契約相手方の選定手続に抵触するおそれがあると考えられる。

(金融機関団の通知等)

第12条 金融機関団は、本件融資契約に係る債権の回収若しくは保全に懸念が発生していると判断した場合、又は本件借入債務の期限の利益が喪失させうる事由が発生した場合は、地方公共団体にその旨を通知するものとする。

2 地方公共団体は、前項の通知を受けたときは、借入人の財務内容について必要な情報の提供を求めることができるものとする。

3 第1項の規定に基づき金融機関団が地方公共団体に対して通知した場合は、地方公共団体及び金融機関団は、それぞれ相手方に対し、借入人の事業継続及び両者のとるべき措置についての協議を申し入れることができるものとする。

4 金融機関団は、前項による協議の後、本件借入債務につき期限の利益を喪失させようとする場合は、直ちに地方公共団体に通知するものとする。

【要旨】

借入人(SPC)のキャッシュフロー不足の場合や借入人(SPC)の借入債務の期限の利益を喪失させる場合等における、金融機関団の地方公共団体への通知及び地方公共団体、金融機関団双方による協議の申し入れ等について規定するもの。

第1項：債権回収、保全に懸念が発生した場合、借入人(SPC)に借入債務の期限の利益喪失事由が発生した場合の通知を規定。

第2項：債権回収、保全に懸念が発生した場合の借入人(SPC)の財務内容に対する情報提供を規定。

第3項：第1項の通知があった場合の協議の申し入れについて規定。

第4項：借入人(SPC)の借入債務の期限の利益を喪失させる場合の通知について規定。

【解説】

借入人(SPC)に不測の事態が発生した場合には、金融機関団はその旨を地方公共団体に通知すること等を規定している。事業継続に問題が発生した早期の段階で、地方公共団体と金融機関団とが協議することで、公共サービスの供給停止を極力防ぐ方向での調整が可能となる。

第1項において「回収若しくは保全に懸念が発生していると判断した場合」とあるが、これはどのような時点を示すのか必ずしも客観的であるといえないことから、DSCR(デット・サービス・カバレッジ・レシオ)などの具体的な基準を規定する例もある。この場合、実務上の有効性を確保する観点から、関連諸契約の内容との整合性に留意することが望ましい。なお、金融機関団からは情報提供義務はなく、本規定は不要という意見もある。

最終的に事業契約の解除事由が発生するに至った場合には、第14条(事業契約の解除)の適用となる。

なお、借入人(SPC)の情報が金融機関団から地方公共団体に提供されることについて

て、事前に借入人（SPC）の了解をとっておく意味で、借入人（SPC）も直接協定の当事者とするか、直接協定の内容を確認した旨の借入人（SPC）の記名捺印を別途求めることも有益と考えられる。

この他、地方公共団体が金融機関団に対し株主の情報を請求した場合には、可能な範囲で提示すべきであるという意見もある。しかしながら、金融機関団からは守秘義務の観点から対応が難しいという意見がある。

(地方公共団体の通知等)

第13条 地方公共団体は、以下の各号に掲げる場合、遅滞なくその旨を金融機関団に通知し、必要な情報を提供するものとする。

(1) 本件事業契約に定めるモニタリングの結果、本件事業契約別紙の規定に基づき借入人に対して改善措置をとることを求めた場合、又はサービス対価の減額等を行った場合

(2) 借入人が本件事業契約に違反し、又は理由の如何を問わず本件事業契約の解除の原因となるべき事実が発生したことを知った場合

2 地方公共団体は、本件事業契約に基づき借入人に対し損害賠償を請求しようとするときは、あらかじめその理由及び請求する損害賠償の額を金融機関団に通知するものとする。

3 前2項の規定に基づき地方公共団体が金融機関団に対して通知した場合は、地方公共団体及び金融機関団は、それぞれ相手方に対し、借入人の事業継続及び両者のとるべき措置についての協議を申し入れることができるものとする。

【要旨】

地方公共団体が知りうる本件事業契約の解除につながる潜在的危険のある事由が発生した場合の金融機関団への事前通知について規定するもの。

第1項：解除につながる潜在的危険のある事由発生時の金融機関団への事前の通知を規定。

第2項：損害賠償請求時の金融機関団への事前の通知を規定。

第3項：第1項又は第2項の通知があった場合の協議の申し入れについて規定。

【解説】

事業契約の解除につながる危険のある事由発生時及び損害賠償請求時において、地方公共団体が、金融機関団に対し事前の通知をすること等を規定している。地方公共団体と金融機関団が、事業に問題が生じたことの徴候が出た早期の段階で協議することにより、公共サービスの供給停止を極力防ぐ方向での調整が可能となる。

なお、第3項に加え「かかる協議において金融機関団が本事業の継続を望んだ場合は、地方公共団体は金融機関団の意見を十分に尊重するものとする。」と規定する例も見受けられる。

(事業契約の解除)

第14条 地方公共団体は、本件事業契約第 条(地方公共団体による本契約の終了の規定、業務不履行に関する手続の規定)に基づく本件事業契約の解除の可能性が生じたと認めるときは、遅滞なくその旨を金融機関団に通知するものとする。

2 前項の場合において、地方公共団体は、 日以内に本件事業契約を解除しようとするときは、金融機関団の承諾を得るものとする。

3 地方公共団体は、借入人に本件事業契約第 条(業務不履行に関する手続の規定等)に規定する本件事業契約の解除の原因となるべき事実が生じ、かつ、これらの規定に基づき地方公共団体が本件事業契約を解除することができることとなるときまでに借入人がこれらの事実を治癒することが困難であると認めるときは、その旨を金融機関団に通知するものとする。

4 前項の規定に基づき地方公共団体が金融機関団に対して通知した場合は、金融機関団は、地方公共団体に対し本件事業契約の存続を目的とする協議を申し入れることができるものとする。

5 前4項の場合において、地方公共団体は、金融機関団に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

【要旨】

本件事業契約の解除事由が発生した場合(地方公共団体の不履行の場合を除く。)において、地方公共団体の金融機関団への通知、金融機関団の承諾等について規定するもの。

第1項: 解除事由が発生した場合の金融機関団への通知を規定。

第2項: 地方公共団体の解除権行使の制限(金融機関団の承諾)を規定。

第3項: 契約の解除の懸念が発生した場合の金融機関団への通知を規定。

第4項: 第3項の通知があった場合の協議の申し入れについて規定。

第5項: 金融機関団に対し必要な情報の提供を求めることができることを規定。

【解説】

事業契約の解除事由が発生した場合、金融機関団は、融資保全のために事業の再建に積極的に参画し、当該事業から生み出されるキャッシュフローを確保するためのステップ・インの権利を得る。

事業の再建に際しては、事業契約により規定された枠組みを前提に新株主を探すこととなるため、一定の協議期間において解除権の行使を制限することが必要となる。

新株主(新スポンサー)を探すには一定の期間を要することから、通常90日から180日程度の解除権行使の猶予期間を設定する例が多い。

基本的には、個別の解除事由において、協議による対応とするか、一定期間の解除権行使の制限を設けるか、また、解除権行使の制限を設けるとした場合、制限期間は何日とす

るかなどについて、双方の利害、ステップ・インを行うことにより事業を修復するために必要な期間等を踏まえ、検討することが必要である。

また、地方公共団体としては、解除権行使の制約をなるべく限定することが望ましいと考えがちであるが、公共サービスの安定的提供の維持の観点から、金融機関団のステップ・インが合理的な範囲で可能となるような規定を設けることが、ひいては公共の利益となることも考慮することが適切である。

解除権が発生した場合の直接協定における規定には、以下のようなものが考えられる。

解除権が発生した場合には協議を行う、とのみ規定する。

金融機関団によるステップ・インの可能性が高いと考えられる場合には、さらに解除権行使の留保期間を規定する。

施設運営の水準未達が繰り返されたことを原因とする解除権が発生した場合には、比較的短期間の解除権行使の留保期間を規定する。

また、借入人（SPC）に一定の不履行があった場合、相当期間を定めて通知をしたにもかかわらず、治癒することができなかつたため、解除権が発生する場合もある。こうした場合の直接協定における規定には、以下のようなものが考えられる。

解除権行使の留保期間ではなく、この相当期間の上限（あるいは下限）を地方公共団体と金融機関団との合意により規定する。

相当期間の経過により当然に解除の効力が発生するのではなく、相当期間経過により、地方公共団体による解除権行使が可能となり、その解除権行使には再度解除の意思表示を行うことが必要である旨を規定する。

なお、上記のような場合、ステップ・インが行われることとの関係では、相当期間について合意する必要は必ずしもなく、地方公共団体の解除権取得後にその行使を留保する期間を定めることで足りるとも考えられる。

解除権行使の留保との関係では、地方公共団体による解除権行使についての誤解を回避するため、解除権の行使が可能となってから金融機関団と一定期間協議が行われ、その後ステップ・インが行われなかった場合に解除権が行使されるという、時間的な段階を経ることについて、借入人（SPC）の理解があることが必要である。こうした観点から、借入人（SPC）も直接協定の当事者となること、直接協定の内容を確認した旨の借入人（SPC）の記名捺印を別途求めることなども有益である。

(相互協議)

第15条 地方公共団体又は金融機関団が、借入人の本件事業契約に基づく義務又は本件融資契約に基づく義務の履行について懸念が発生していると合理的に判断した場合は、互いに協議に応じることとし、本件事業の円滑な運営に協力するものとする。

【要旨】

前条までに規定した場合のほか、地方公共団体・金融機関団双方の、借入人（SPC）の事業継続に懸念がある場合の協議、事業の円滑な運営への協力について規定するもの。

【解説】

前条までに規定した場合のほか、地方公共団体・金融機関団双方の、借入人（SPC）の事業継続に懸念がある場合の協議、事業の円滑な運営への協力について規定するものであり、地方公共団体・金融機関団双方の信頼関係を定めた確認的規定である。

(金融機関団の継承人)

第16条 金融機関団の構成員のいずれかが、本件融資契約に基づく契約上の地位、当該契約に基づく権利義務の一切、又は当該契約に基づく事業者に対する貸出債権を第三者に譲渡しようとするとき(合併の場合を含む。)は、あらかじめその旨を地方公共団体に通知するものとする。

2 前項の第三者を含む金融機関団は、地方公共団体の求めがあったときは、地方公共団体を相手方として本協定と同等の内容の契約を締結するものとする。

【要旨】

金融機関団の貸出債権等が譲渡される場合の地方公共団体への通知及び新たな直接協定の締結について規定するもの。

第1項：本件融資契約の地位等の譲渡の際の地方公共団体への事前の通知を規定。

第2項：地方公共団体の求めに応じ、新たな直接協定を締結することを規定。

【解説】

地方公共団体は本件融資契約の当事者ではないため、金融機関団による本件融資契約に基づく貸出債権の譲渡等には直接の契約関係を持たないが、金融機関団のステップ・インにより事業の修復を円滑に推進する等の直接協定締結のそもそもの目的を達成するためには、本件融資契約の移転と同時に本件直接協定と同等の内容の直接協定を新たに締結する必要がある(エージェンチ行²が変更となる場合は、特段の留意が必要である。)

第1項については、地方公共団体から「典型的に好ましくない団体等に貸出債権を譲渡されることを防止したい意向があるため、第三者が銀行法上の銀行及び証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条第1項に定める「適格機関投資家」等である場合は承諾を必要としない旨を規定するなど、一定の条件が必要である。」という意見がある一方、金融機関団から「不良債権処理の迅速化等の観点から、貸出債権の第三者への譲渡に対し地方公共団体の承諾を条件とすることは困難である。」という意見もある。

なお、直接協定を締結しない場合、協議等を経ずに金融機関団から〔担保権〕を実行される恐れもあるため、地方公共団体は、新たな直接協定を締結することが適切である。

第2項において「前項の譲渡をしようとする金融機関団の構成員は、本協定の当事者たる地位を当該構成員から当該第三者に継承させることを確認し、かつ、かかる本協定の当事者たる地位の継承について〔地方公共団体の承諾を求めるものとする/地方公共団体は、それを認めない合理的な理由がある場合を除き、異議を申し立てないものとする〕。」と規定する例も見受けられるが、地方公共団体と金融機関団との間の関係である直接協定上の地位について、第三者に譲渡することについては、地方自治法において規定されている契約相手方の選定手続に抵触するおそれがあると考えられる。

² 金融機関団の代表として借入人(SPC)に対する各種の交渉窓口となり、融資契約に基づき管理を行う融資機関を示す。

(有効期間)

第17条 本協定は、本協定の締結の日から借入人が本件借入債務を完済するまでの間、効力を有するものとする。ただし、地方公共団体及び金融機関団は、この期間中において合意により本協定を終了させることができる。

【要旨】

直接協定の有効期間を定めるとともに、地方公共団体及び金融機関団の合意により直接協定を終了させることができる旨を規定するもの。

(秘密保持)

第18条 地方公共団体及び金融機関団は、本協定に関して知り得た相手方の秘密を保持し、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。

【要旨】

契約当事者である地方公共団体及び金融機関団双方に、本協定を締結する際に知り得た相手方の秘密についての守秘義務を規定するもの。

【解説】

直接協定の締結過程で知り得た地方公共団体及び金融機関団の秘密についての守秘義務を規定している。例えば、地方公共団体は、本協定の締結にあたり、担保関連契約等の内容や金融機関団の企業秘密等に触れることが想定されるが、これらの秘密保持を約している。

なお、本条に加え「また、相手方の事前の同意なしに第三者（コンサルタント、法律顧問等相手方の代理人を除く。）に対し本協定を開示又は漏洩してはならない。」と規定する例も見受けられるが、情報公開関連条例等に基づく開示請求があった場合は、直接協定を開示する必要があるため、こうした規定を行うことは適切ではない。

【参考】

「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月29日自治画第67号 平成15年9月2日総行地第106号一部改正）（抄）

第1 総括的事項

6 PFI事業の実施に当たっては、実施方針、選定結果、契約、協定、金融機関との直接の取決め（ダイレクト・アグリーメント）及び監視等の結果についてもすべて公開し、PFI事業選定の手続の透明性の確保を図ること。

「地方公共団体におけるPFI事業に関する透明性の確保及び情報提供について（依頼）」（総行地第117号 平成14年8月28日）（抄）

PFI事業の実施にあたっては「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保し、実施方針、選定結果及び協定等の公開はもちろんのこと、金融機関との直接の取決め（いわゆるダイレクト・アグリーメント）や監視等の結果についても公開することが望ましいとされているところです。

【参考】

直接協定の冒頭には、事実確認のため、下記を規定する例も見受けられる。

(本事業の意義及び目的)

- 1 地方公共団体は、事業の内容・目的を目的とし、借入人が設計、建設、維持管理等を行う本事業が、事業の意義に資することを認識し、本事業の目的達成のためには、借入人の事業遂行が確実であり、その経営が安定していることが不可欠であることを理解している。
- 2 金融機関等は、前項に規定する本事業の意義及び目的を十分に理解し、本件融資契約に基づき、借入人に対して資金を提供するものとする。

また、実務上の利便性にかんがみ、下記のような規定をしている例も見受けられる。

(通知方法及び宛先)

1 通知の方法

下記の宛先への持参、デリバリーサービス、書留郵便又はファクシミリにて送付するものとする。

2 通知の宛先

地方公共団体宛の場合

宛 先： 市 局長の職にあるもの

住 所： 県 市 町 番地

電 話 番 号： - -

ファクシミリ： - -

金融機関宛の場合

宛 先：株式会社 銀行 部長の職にあるもの

住 所： 県 市 町 番地

電 話： - -

ファクシミリ： - -

「P F I 事業の課題に関する委員会」委員名簿

(50音順・敬称略)

<委員長>

- ・平 谷 英 明 ((財)地域総合整備財団 常務理事)

<委員>

- ・赤 川 淳 哉 (総務省自治行政局 地域振興課長)
- ・金 谷 隆 正 ((財)日本経済研究所 調査局長)
- ・城 戸 一 也 (市川市 環境清掃部 クリーンセンター 清掃施設建設担当主幹)
- ・小 柳 郁 夫 (株大林組東京本社 P F I 推進部長)
- ・佐 藤 裕 士 (伊藤忠商事(株)金融・不動産・保険・物流カンパニー 建設部建設第三課
(兼) P F I 事業推進室)
- ・西 崎 龍 司 (三井住友銀行 ストラクチャードファイナンス営業部 プロジェクトフ
ァイナンス第二グループ長)
- ・花 島 孝 行 (千葉市企画調整局 政策調整課長)
- ・前 田 博 (三井安田法律事務所 弁護士)
- ・松 本 俊 彦 (みずほコーポレート銀行 プロジェクトファイナンス部 次長)
- ・村 地 保 (鹿島建設(株)開発事業本部 P F I マネジメント室 担当部長)
- ・山 代 節 (神奈川県総務部 財産管理課長)